

## 令和2年第1回羅臼町議会臨時会（第2号）

令和2年5月15日（金曜日）午後 1時00分開議

### ○議事日程

- 日程第 1 議案第23号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第 2 議案第24号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について  
日程第 3 議案第25号 羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 4 議案第26号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 5 議案第27号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 6 議案第28号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 7 議案第29号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 8 議案第30号 財産の取得について  
日程第 9 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

### ○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤	晶	君	副議長	9番	小野	哲也	君
	1番	加藤	勉	君		2番	田中	良	君
	3番	高島	譲二	君		4番	井上	章二	君
	5番	坂本	志郎	君		6番	松原	臣	君
	7番	村山	修一	君		8番	鹿又	政義	君

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋	稔	君	副町長	川端	達也	君
教育長	和田	宏一	君	企画振興課長	八幡	雅人	君
総務課長	本見	泰敬	君	税務財政課長	対馬	憲仁	君
税務財政課長補佐	飯島	東	君	環境生活課長	松崎	博幸	君
保健福祉課長	太田	洋二	君	保健・介護担当課長	福田	一輝	君

保健・国保担当課長	洲崎久代君	産業創生課長	大沼良司君
まちづくり担当課長	石崎佳典君	建設水道課長	佐野健二君
学務課長	平田充君	社会教育課長	野田泰寿君
図書館長	菊地理恵子君	会計管理者	仙福聖一君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	鹿又明仁君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

---

午後1時00分 開議

---

◎開 議 宣 告

---

- 議長（佐藤 晶君） ただいまの出席議員は10人です。  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎日程第1 議案第23号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

- 議長（佐藤 晶君） 日程第1 議案第23号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。  
提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。  
これから、議案第23号を採決いたします。  
この採決は、起立によって行います。  
議案第23号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（佐藤 晶君） 起立総員です。  
したがって、日程第1 議案第23号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。
- 

◎日程第2 議案第24号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について

---

- 議長（佐藤 晶君） 日程第2 議案第24号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について審議いたします。  
提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。  
これから、議案第24号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第24号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第25号 羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第3 議案第25号羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第25号羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第26号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第4 議案第26号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質問を終わります。

これから、議案第26号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第26号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第27号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第5 議案第27号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第27号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第28号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第6 議案第28号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質問を終わります。

これから、議案第28号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第28号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第29号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第7 議案第29号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第29号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第30号 財産の取得について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第30号財産の取得について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま

す。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第30号財産の取得について、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 発議案第2号 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める  
意見書

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 発議案第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年5月15日提出。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。

賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同じく村山修一、同じく松原臣。

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症は、世界的な広がりを見せており、日本においても都市部を中心とした感染の急速な感染拡大を受け、4月6日に改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を7都道府県に発令し、さらに4月16日には対象を全都道府県の拡大して発令したところであり、いまだ事態の収束は見通せない状況にある。

北海道においては、国に先駆けた独自の小中学校の一斉休業や緊急事態を宣言し、不要不急の外出自粛など、官民を挙げて道民の行動変容を促す取り組みを講じ、一定の効果を上げてきているが、4月以降の新規発生患者の増加等を踏まえ、このたび国の緊急事態宣言においては、重点的に対策を進める「特定警戒都道府県」に位置づけられるなど、より危機意識を高め、感染拡大防止対策に取り組むべき状況にあり、特に医療の現場においては、医師・看護師などの人材不足や、院内感染によって危機的な状況にある。

また、外出の自粛や観光客の減少などにより、観光業、飲食業、小売業を初め幅広業種で影響が拡大し、製造業などでも部品・原料調達ができないことによる受注・販売機会の損失の発生が見られるなど、道内の中小・小規模企業の経営環境は大変厳しい状況にあり、さらに雇用の維持や従業員の生活安定など、さまざまな方面に関しても影響が拡大しつつある。

よって、国においては、緊急事態宣言の全国への拡大という新しい局面を迎えた今、次の事項について早急に対策を講ずるよう強く求める。

記。

1、早期発見による感染拡大防止のため、簡易検査キットの早期開発及びPCR用検査試薬の十分な提供など、さらなる検査体制の充実を図ること。また、地域における医療提供体制確保に支障が生じないように、効果的な院内感染対策について周知を図るとともに、マスクやゴーグル、防護服等の医療用資機材を国の責任において確保し、供給の見込みを示すこと。同様に、福祉関係職場や一般住民用資材についても確保すること。

2、国際社会と連携し、感染拡大防止に有効であるワクチンや治療薬を開発し、早期に供給すること。

3、住民から相談対応や検体搬送、積極的疫学調査等、多岐にわたる感染症対策に対応し、過重となっている保健所の感染対策業務に対する専門的技術支援や活動経費に対する財源措置を充実すること。また、国の責任において、医療機関等の新型コロナウイルス感染症対策に従事する者への危険手当を支給すること。

4、学校の臨時休業や企業等の休業の長期化に伴い、低所得世帯や自宅で養育を余儀なくされる、ひとり親世帯などに対するさらなる経済的・生活支援を講じ、生活不安の解消を図ること。

5、不正確な情報に基づく感染者への偏見や医療従事者に対する差別的な扱いについて、政府広報の活用等、必要な対策を講ずること。

6、感染症の影響が長期化し、個人事業主や中小企業の経営悪化が深刻化する中、緊急かつ万全な中小・小規模企業への金融支援対策や各種税の支払い等に関する柔軟な対応、また、業種職種を問わず、個人事業主を初めあらゆる事業者・労働者への支援策の充実や新規学卒者等の採用に対する特段の配慮など、当面の事業継続・雇用維持に万全の対応を行うこと。

7、観光や食の「北海道ブランド」の回復に向け、これ以上の風評被害が生じないように、エビデンスに基づく正確な情報発信を行うとともに、地域における取り組みを支援すること。

8、緊急事態宣言の発出に伴う外出の自粛により、観光業や飲食業を初め事業者に多大な影響が生じること、さらには休業要請に応じた事業者は、大きな売上減少に直面することから、宣言の趣旨を徹底する観点からも、国の責任のもと事業者への損失補償を行うこと。

9、学校再開に向け、児童生徒の心身のケアや学習活動等に必要な支援や情報提供を行うこと。

10、企業の生産活動の縮小や個人消費の低迷などにより、国税や地方税について、大幅な減収が見込まれることから、地方自治体の税制運営に支障が生じないように補填措置を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）について、

各地域の実情に応じて実効性ある対策が講じられるよう、その総額を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年5月15日。

北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第9 発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定いたしました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第1回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員